

## 長柄町ポイ捨て行為防止条例

### (目的)

第1条 この条例は、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関して、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止その他必要な事項を定めることにより、町内の環境美化の推進を図り、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられることによりごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て行為 空き缶等を回収容器、ごみ箱又は吸い殻入れその他これらに類する物以外の場所に、みだりに捨てる行為及び町民等で犬を所有し、又は占有している者が、飼い犬が公共の場所等で排せつしたふんを放置する行為をいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は町を通過する者をいう。
- (4) 事業者 缶、瓶、ペットボトルその他の容器に収納した飲食物、たばこ又はチューインガムを製造し、又は販売する者をいう。
- (5) 公共の場所等 規則で定める道路、公園、河川及び広場その他の公共の用に供する場所並びに他人が所有し、占有し、又は管理する土地及び建物をいう。

### (町の責務)

第3条 町は、ポイ捨て行為を防止するための施策を定め、積極的に実施しなければならない。

- 2 町は、教育活動、広報活動等を通じ、ポイ捨て行為の防止に関する啓発を行うものとする。

### (町民等の責務)

第4条 町民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器、ごみ箱、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

- 2 町民等で犬を所有し又は占有しているものは、飼い犬が公共の場所等に排せつしたふんを回収し、適正に処理しなければならない。

### (喫煙をする者の責務)

第5条 喫煙をする者は、屋外で喫煙をする場合は吸い殻入れを携帯し、移動しながら喫煙をしないよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第6条 店舗又は自動販売機等により飲食物を販売する者は、空き缶等を回収

し、又は収集するための回収容器等を設置し、適正に管理しなければならない。

2 事業者は、事務所、事業場等の周辺の清掃に努めなければならない。

3 事業者は、町の実施する施策に協力しなければならない。

(禁止行為)

第7条 何人も、ポイ捨て行為をしてはならない。

(勧告)

第8条 町長は、第6条第1項及び第2項の規定のいずれかに違反している事業者に対し、相当の期限を定めて回収容器等の設置又は適正管理をするよう勧告をすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第10条 第7条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

2 町長は、前項の規定により過料を科するための手続その他の行為を町長の指定する職員に行わせることができる。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。